

議案第7号

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行等に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛西市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。